

京都市告示第 478 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、京都市文化財ボックス等（以下「ボックス等」という。）の販売に係る公金の徴収事務を委託します。

平成19年3月30日

京都市長 榎本 頼兼

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
財団法人 京都市文化観光資源保護財団	ボックス等販売代金の徴収	平成19年4月1日から 平成20年3月31日 まで
社団法人 京都市観光協会	ボックス等販売代金の徴収	平成19年4月1日から 平成20年3月31日 まで
財団法人 京都市埋蔵文化財研究所	ボックス等販売代金の徴収	平成19年4月1日から 平成20年3月31日 まで

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)